

電気工事業の廃止届のご案内（届出）

電気工事業を廃止した場合、廃止した日から30日以内に届けなければなりません。

罰則規定について

廃止の届出をせず、または虚偽の届出をした者は、電気工事業法第42条により1万円以下の過料が処せられる。

1 届出に必要なもの

電気工事業廃止届出書（様式第20）

2 届出方法

持参または郵送による。

届出先：滋賀県電気工事工業組合

〒525-0041 草津市青地町299番1号

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日を除く。）



3 記入上の注意点

(1) 電気工事業廃止届出書(様式第20)の氏名または名称を記入する欄には、法人の方は法人名、個人の方は個人名(営業所名ではありません)を記入してください。

(2) 電気工事業廃止届出書(様式第20)の電話番号を記入する欄には、日中につながる番号を記入してください。

(3) 記入方法について、不明な点があれば、滋賀県電気工事工業組合(TEL:077-562-2069)までお問い合わせください。

届出の内容に不備がないか、届出前にいま一度お確かめください

申請・お問い合わせ先

滋賀県電気工事工業組合
〒525-0041 草津市青地町299番1号
TEL:077-562-2069
FAX:077-562-2081
E-mail:info@shigadenkouso.or.jp

電気工事業廃止届出書

×整理番号	
×受理年月日	

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号 千 一
住 所
氏名または名称
法人にあっては代表者の氏名
電話番号 () 一

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日および許可番号

年 月 日 特一 第 号
年 月 日 般一 第 号

2. 事業を廃止した年月日

年 月 日

3. 事業を廃止した理由

4. 届出受理年月日および番号

年 月 日受理 第 号

(備 考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。